

名張市金額入り工事設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名張市情報公開条例（令和元年条例第23号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、市民が市政に関する情報を得るための手続の簡素化及び迅速化を図り、もって行政サービスの向上を図るため、市が発注し請負契約を締結した建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る金額入り工事設計書（以下「工事設計書」という。）の情報提供（以下「情報提供」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象は、市が発注し請負契約を締結した請負金額が500万円以上の建設工事の工事設計書とする。ただし、次に掲げるものは、情報提供の対象外とする。

- (1) 条例第7条各号のいずれかに該当する非公開情報が含まれている工事設計書
- (2) 随意契約により請負契約を締結した建設工事の工事設計書
- (3) 建設工事に係る変更設計書

2 情報提供は、前項の工事設計書のうち表紙及び設計書（内訳書、単価表）に限るものとする。

(情報提供の方法及び時期)

第3条 情報提供は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成された工事設計書を市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の工事設計書は、当該工事設計書に係る建設工事を担当する室が作成し、請負契約締結後速やかに掲載するものとする。

(情報提供の期限)

第4条 情報提供の期限は、情報提供をする工事設計書に係る建設工事の請負契約を締結した日の属する年度の翌年度末とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、同日以後に公告した建設工事について適用する。